

表彰規程

(表彰対象)

第 1 条 会長は、次の各号のいずれかに該当する会員を表彰および推せんすることができる。

- (1) 本会の発展に関し功績が抜群である者、又は顕著な貢献があった者。
- (2) 本会の名声を高揚する研究、発明、発見および考案を行った者。
- (3) きわめて困難な勤務条件の下で、本会のため献身、奨励し顕著な功労があった者。
- (4) 特に他の模範となる善行があった者。

2 前項に該当する者であって本会の名誉を傷つける等の行為がなかった者および過去において同じ表彰を受けたことがない者に行うものとする。

(審査および答申)

第 2 条 表彰および推せんの審査は表彰委員会で行い、表彰委員はその結果を会長に答申するものとする。

(承認)

第 3 条 前条の審査を経て答申を受けた表彰候補者は理事会の承認を得るものとする。

(表彰時期)

第 4 条 本会勤続表彰は毎年年次総会において行うものとする。特に必要があるときは臨時に行うことができる。

2 本会功労表彰およびその他の表彰は必要に応じて臨時に行うことができる。

3 叙勲および関係団体表彰候補者の推せんは、それぞれの申請時期に行う。

(表 彰)

第 5 条 表彰は表彰状を授与して行うものとする。

2 前項の表彰状には副賞を添えるものとする。

附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会で決定する。
- 2 この規程は、昭和 6 0 年 1 月 1 9 日より施行する。
- 3 この規程は、改定により平成 4 年 7 月 4 日より施行する。
- 4 この規程は、改定により平成 2 5 年 4 月 1 日より施行する。